

全員協議会記録

令和8年2月20日

【開催日】 令和8年2月20日（金曜日）

【開催場所】 議場

【開会・散会時間】 午前9時30分～午前9時53分

【出席議員】

議長	高松秀樹	副議長	大井淳一郎
議員	穂本真一	議員	伊場勇
議員	大年恒夫	議員	奥良秀
議員	北永千賀	議員	白井健一郎
議員	武野裕司	議員	恒松恵子
議員	中島好人	議員	中村博行
議員	濱本健吾	議員	福田勝政
議員	藤岡修美	議員	藤谷圭子
議員	前田浩司	議員	宮本政志
議員	矢田松夫	議員	山田伸幸
議員	脇本直美		

【欠席議員】

議員	中岡英二		
----	------	--	--

【事務局出席者】

局長	石田隆	議事係長	岡田靖仁
----	-----	------	------

【付議事項】

1 議運決定事項について

午前9時30分 開会

高松秀樹議長 おはようございます。全員協議会を始めます。本日の付議事項は、議運決定事項についてでございます。議会運営委員長の報告を求めます。

(伊場勇議会運営委員長 登壇)

伊場勇議会運営委員長 おはようございます。第12回、13回の議運決定事項について報告いたします。決定事項1、本会議における作法について、議長を除く議員は本会議において次の所作を行うことを決定いたしました。（1）開議時。ア、開会2分前に予鈴が鳴ると同時に起立をします。そのため、予鈴の2分前までには議席に着席していただきたいと思えます。イ、議長からの礼に呼応する形で議長に対して返礼をします。ウ、議長が着席した後に着席すると。以上の流れになります。（2）散会・閉会時。ア、議長が議場から退場した後に皆様に退場していただく。合図としては、議員が出入りするドアを事務局が開けるので、それを合図に退場していただくことと決定いたしました。次に、2、特別委員会の設置についてです。本市の重大な課題の一つであるくらしの中での移動手段に係る問題について政策を立案し、提言し、もって市民福祉の増進を実現するため、10人の委員で構成するくらしの移動を支える特別委員会を設置する旨の議案を、資料1のとおり提出することにいたしました。資料1を御確認ください。次に3、令和8年第1回（3月）定例会に関する事項について、（1）会期案は、2月20日金曜日から3月26日の木曜日までの35日間といたしました。なお、議案名は資料2のとおりですので、御確認ください。次に、（2）議事日程案は資料3のとおりといたしましたので、御確認ください。次に、4、陳情・要望書等の取扱いについて。資料4の2件について、調査委員会をそれぞれ下表のとおり決定いたしましたので、御確認ください。以上で議会運営委員会の報告を終わります。

（伊場勇議会運営委員長 降壇）

高松秀樹議長 ただいまの報告に対しまして、質問はございますか。

中島好人議員 委員長にお尋ねいたします。本会議場の作法ということで、議会運営委員会で審査ということでしたけども、審査することに至った経

緯について、どういう経緯で審査に至ったのか、その辺についてお尋ねいたします。

伊場勇議会運営委員長 議会運営委員会の委員から、例えば本会議の開議時には、始まるぎりぎりまで私語をしている状況が見られると。また、本会議が終わった後も、その後に報告等があるにもかかわらず議員が本会議場から出るような状況があるということで、権威の象徴でもあるこの本会議において——厳正な審査を行うこの本会議場により品位を持たせるために、メリハリをつける作法が必要ではないかということで、協議して決定したという経緯と流れでございます。

中島好人議員 それは、どこからの提案で審査しようとなったんでしょうか。

伊場勇議会運営委員長 委員発議で提案があり、それで議会運営委員会で協議した結果でございます。

中島好人議員 委員からこういう問題があるということで審査されたというわけですね。議会運営委員会で審査したということですから、これは議長の諮問で審査されたのかどうか、その辺の確認もお願いしたいと思えます。

伊場勇議会運営委員長 議会運営委員会は、議会ルールとか仕組みとかをよりよくするためにいろいろと決定する機関でございますので、協議を行いましてこうすべきだということで、全会一致でこの礼法が決まりました。この事項については、議長からの諮問を受けたといった事実はありません。

中島好人議員 これを決めるとなると、全議員がこの行動をすることについて、政党会派とか無会派とかの議員の声を聞かずに議会運営委員会のメンバーだけで決定するような事柄じゃないんじゃないか。今まででしたら、

こういう議員の声を聞いていくということが行われてきたんですけども、なぜ排除して行おうということにしたのか、その点についてお尋ねいたします。

伊場勇議会運営委員長 この作法については、ただいま報告しているところでございます。議会運営委員会は、交渉会派から委員を出す等の本市議会の決まりがあり、委員を選出してその中で協議を進めているところでございます。議会運営委員会は、まだユーチューブで中継して公開いたしますし、御覧になっていただければ経緯も御理解いただけると思います。

中島好人議員 先ほどの委員長報告は、要するに議会の宣言が始まる前の議員の行動、議会が終了した後においても、議長が退場するまで議員は議場から出てはいけないと、こうしたことまで決めているわけです。このことは議会の運営上に関わる問題ではなく、議員の平等の原則に反するものではないかと思うんですけども、その点についてお聞きします。

伊場勇議会運営委員長 今の質疑に対して反問してもいいですか。（「どうぞ、いいですよ」と呼ぶ者あり）議員平等の原則とは何かを示していただけますか。

中島好人議員 議員というのは……議長、本を用いてもよろしいでしょうか。（「どうぞ」と呼ぶ者あり）議員の平等の原則とは、議会の構成員である議員は、法令上、完全に平等であり対等であるというものであると。議員の性別、年齢、信条、社会的地位、議員としての経験年数、その他の条件は、議会内においては全て関係なく、発言権、表決権、選挙権等、議員に認められている権限は全て平等なものとして取り扱われる。例えば、表決権は各議員に平等に1個ずつ与えられ、このことが過半数議決の意義に通ずるものである。すなわち、過半数議決の原則はありますから……全部読むと時間がないので、最初に読んだように平等であると。要するに、議員の性別、年齢、心情、社会的地位、委員としての経験年

数、その他の条件は、議会内においては全て関係なく平等であるということが議員平等の原則となっています。いいですか。

伊場勇議会運営委員長 それと今の作法がどう関係しているのかがよく分かりません。背景も進め方も理由もさっき申し上げました。それが平等の原則と何が関連するのかと。今、こうしたほうがいだろうという議会のルールを、新しい常識をしっかりとつくっていかうとしています。そして、協議して効果を考えて、そういうふうにしていかう、常識をつくらう、ルールをつくらうということで議運決定した事項だと御理解ください。

山田伸幸委員 今の説明ですと、全会派に対する——私たちも一応会派として認められておりますけれど、そういった決定の場にも、そして事前の相談も、こういったことを今考えているということも一切ありませんでした。これはまさに、私たちは違う場に置かれて、平等の原則に反しているんじゃないでしょうか。

伊場勇議会運営委員長 まず、政党会派と交渉会派は別々の位置づけになっているところもあろうかと思えます。議会運営委員会は、3人以上の会派から3人につき1人を出すこととなっています。作法についてはただいま報告しているところになっていますので、今の報告を受け止めていただけたらと思えます。

山田伸幸委員 それから、委員長の隣から何か不規則発言が続いておったようですけど、こういった決定がされるときには、以前はいろんな形を通じて、私たちが委員会に呼ばれたり、あるいは事前事後に委員長から説明があったりしていたんですけど、今回のこれに限っては全くないわけです。そういった意味で私たちは平等の外に置かれているんじゃないかということ言ってるんですよ。

伊場勇議会運営委員長 平等の外に置いたつもりは一切ございません。

山田伸幸委員 それは自分で勝手に言っておられるだけで、私たちはそのようには受け取っておりません。この決定を見せられて驚いているというのが正直なところです。今までこういう議会運営はされてなかったです。伊場委員長の下での運営というのは、私たち共産党議員団、あるいは無会派の人間に対して、会派の代表者が構成する議会運営委員会で決めれば全てそれで済むというように思っておられるようですので、それは、やはり公平の原則からは大きく逸脱していると言わざるを得ません。それと、こういったことが他の市議会でも行われているのかどうか。いかがですか。

伊場勇議会運営委員長 委員外議員としていつでも議会運営委員会に来れますので、気になる事案のときには来てください。そして、付議事項も事前にホームページにアップロードしていますので、御確認ください。他市町ではどうかということですが、大多数ではございませんが、他市町では行われている状況です。国会とか大きなところでもやられているという状況を把握しておるところです。どこがという細かいところまでは把握しておりません。

山田伸幸委員 実際にどこでやられているんですか。

伊場勇議会運営委員長 そこが何に関係するのかよく分かりませんが、今申したとおり、調べてやっているところもあります。

山田伸幸委員 私はこういった事例を調べてみましたが、行われているところはないんですよ。私の調査が甘いと言われればそれまでですけど。少なくともそういった事例はないし、特に議会改革を推進しているところでは見当たりません。こういったやり方、先ほど委員外議員として来ればいいのか、公開されているんだからそれを見てやればいいん

じゃないかというような言い方は、あまりにもひどいやり方ではないでしょうか。こういうことをやるときは、以前の議会運営委員長はちゃんと私たちを委員外議員として呼んでくれておりましたし、それ以前の協議にも、いろいろ私たちの意見も尊重してくれていたとっておりますから、伊場委員長の下でそれが大きく変わったんだなと思わざるを得ません。こういった決定をする際には、やはり会議場で行われる変更ですから、全会派、全議員に周知徹底をするというのは、当然まずやっておくべきだったと思いますけれど、なぜそういうふうにならなかったんですか。

伊場勇議会運営委員長 すみません。具体的にどうすべきだったんですか。いつ言えばよかったですか。

高松秀樹議長 議員各位に申し上げますが、これは議会運営委員会の報告でございます。ここで議会運営委員会の協議を蒸し返すことはできませんので、そこをお考えの上、質問があれば質問をしてください。ここで協議する必要はないです。質問はございますか。

中島好人議員 そもそも、地方自治法第109条第3項では、議会運営委員会は、次に挙げる事項に関する調査を行い、議案・請願等を審査すると。これに3点ありますね。1番目が議会の運営に関する事項、2番目は議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項、3番目が議長の諮問に関する事項と。この3点なんですね。お聞きしますが、この3点のどこに該当するのでしょうか。

高松秀樹議長 御存じないようなので、私から申し上げます。議会運営委員会のメンバーの動議、そしてそれ以外の議員の要望・動議については、議会運営委員会で取り上げることこそ公平だということで、議会運営委員長の報告によりますと、委員からの動議によって取り上げたということで、何も問題がないということを申し添えます。ほかに質問はあります

か。（「なし」と呼ぶ者あり）以上で全員協議会を終わります。

午前9時53分 散会
